

「人権擁護委員の日」特設相談

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談や人権啓発活動などを行う民間ボランティアです。町では、現在5人の人権擁護委員が法務大臣から委嘱をされて活動しています。

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことから、全国人権擁護委員協議会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。町でも下記のとおり特設相談を実施しますので、お気軽に相談にお越しください。秘密は固く守ります。

日時 6月1日(木) 10:00～12:00 (受付は11:30まで)
場所 町民文化センター(第1会議室、第2学習室)
内容 学校や職場での人間関係やいじめ、家庭内や近所でのトラブルなど、日ごろ人権侵害と感ずることについて、ひとりで悩まず相談してください。
その他 予約不要。相談は無料です。
問合せ 子育て健康課 子育て支援係 TEL84-5544

歯と口の健康週間(フッ化物洗口普及事業) 「健康づくりは お口のケアから」

次の日程で歯科検診、歯科相談等を行います。お気軽にお越しください。

日時 6月8日(木) 13:30～16:00
場所 足柄上合同庁舎 本館 2階 大会議室
※合同庁舎内工事に伴い、駐車場が混雑する場合がございます
内容 歯科検診、歯科相談、歯磨き指導、フッ素塗布、フッ化物洗口体験、プラークテスト、歯周病テストなど
対象 幼児～高齢者
参加費 無料 ※予約不要、直接ご来場ください。
主催 (一社)足柄歯科医師会
問合せ 足柄歯科医師会事務所 TEL74-1180
子育て健康課 健康づくり係 TEL84-5544



介護相談員募集

町では、介護相談員派遣等事業を実施しています。介護相談員は、介護保険事業者(入所施設)を訪問して利用者の声を聞き、その意見や要望などを施設へ伝える橋渡し役として活動しています。

この度、次のとおり相談員を募集します。応募をお待ちしています。
応募資格 ・町内在住で、普通自動車運転免許があり、月1～2回の施設訪問、定例会に出席が可能な方
・7月18日(火)、20日(木)の前期研修と、実習、後期研修(9月に1日程度の予定)を受講可能な方
※研修は参加無料です。旅費は町で負担いたします。

募集人員 2人(男性女性1人ずつ)
任期 委嘱日(平成29年10月頃を予定)から2年間(再任あり)
活動費 報償、旅費については、松田町介護相談員派遣等事業実施要綱の規定に基づき支給します。
応募方法 福祉課高齢介護係まで電話でご連絡ください。
応募締切 5月31日(水)
選考方法 面談により、総合的に判断します。面談日程は後日お知らせします。
問合せ 福祉課 高齢介護係 TEL83-1226

平成29年5月15日発行

広報まつだ

おしらせ号

編集／発行 政策推進課

〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地 TEL 83-1222

ホームページ <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

同報無線が聞き取れない時は

雨の日や、夜間などの窓を締め切った屋内では、同報無線*の音声聞き取りづらいたることがあります。そこで、町では同報無線でお知らせした直近の内容を、一般電話でも確認できるようにしていますので、ぜひご利用ください。



フリーダイヤル 0120-04-1221

*同報無線とは、火事や地震などが町内で起きた際に一斉放送を行うため、町内24か所に設置された情報伝達機器のことです
問合せ 総務課 安全防災担当室 防災防犯係 TEL84-5540

労働保険のおしらせ

平成29年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は
6月1日(木)～7月10日(月)です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。
問合せ 神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課
適用第1係・第2係・第3係 TEL045-650-2803

おてい 汚泥発酵肥料の無料配布のお知らせ

足柄上衛生組合は、汚泥発酵肥料(足柄のみ)を無料でお配りしています。

肥料の主な成分は窒素全量1.3%、りん酸全量0.9%、加里全量0.5%未満、炭素窒素比19です。

配布方法 肥料は、事前予約後、軽トラック、2tダンプ車などの自動車に取りに来ていただきます。袋詰めでのお配りはしていません。

その他 登録番号 生91075号(農林水産省登録の肥料です。)
※平成29年3月2日に肥料を測定した結果、放射性セシウムは不検出でした。安心してお使いいただけます。

申し込み・問合せ 足柄上衛生組合 業務課 TEL0465-74-0722 (代表)

障がいのある方のための相談室

日時 6月2日(金) 14:00～16:00
場所 松田町役場 1階1B会議室
対象 身体、知的、精神に障がいのある方(児童を含む)
(対象者の家族などからの相談もお受けします)
相談員 「相談支援センター りあん」の専門相談員
費用 無料(予約の必要はありません)
問合せ 福祉課 福祉推進係 TEL83-1226

※相談室は、毎月1回開催します(日程は「おしらせ号」に掲載します。)

今月の納付

固定資産税 税務課資産税係 TEL83-1224
軽自動車税 税務課町民税係 TEL83-1224
国民健康保険税 町民課国保年金係 TEL83-1225

納期限は、5月31日(水)です。

口座振替をご利用の方も、同日が振替日です。税金や保険料のお支払いは、納め忘れがない口座振替が便利です。お申し込みは、各金融機関または役場担当窓口で受け付けています。(預貯金通帳、届出印をご持参ください)

第7期介護保険事業計画等策定委員を公募します!

介護保険法と老人福祉法の規定に基づき、町の介護保険事業計画と高齢者福祉計画の策定に必要な審議をしていただくため、次のとおり委員の一部を公募します。

募集人員 介護保険第1号被保険者(65歳以上) 2人
" 第2号被保険者(40歳～64歳) 2人

任期 委嘱から3年
活動内容 年数回の会議に出席し、介護保険事業計画等の策定について意見などをいただきます。

応募資格 町内に在住し、平成29年4月1日において満40歳以上の方(市町村などの議員、常勤の公務員は除く)で会議に出席できる方

応募方法 任意の様式に住所、氏名、生年月日、性別、経歴、電話番号を記載し、郵送にて応募してください。
※福祉課内で選考し、本人へ通知します

応募締切 5月31日(水)
問合せ 福祉課 高齢介護係 TEL83-1226

意思疎通支援者の登録をお願いします

本年度、町では意思疎通支援事業を開始します。

意思疎通支援事業とは、聴覚障がい者の方々が自立し、社会参加ができるよう意思疎通の支援を行うことを目的としています。そのため町では、聴覚障がい者の方々の支援をしていただける支援者の登録を受け付けています。下記のいずれかの資格をお持ちの方は、ぜひご登録をお願いします。(登録は随時受け付けます。)

登録条件 ・厚生労働大臣認定の公的資格である手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の合格者
・神奈川県手話通訳者認定試験の合格者(または同等と認められる方)
・神奈川県要約筆記講習会の修了者(または同等と認められる方)

必要書類 資格を証する書類、松田町意思疎通支援者登録届出書(役場窓口または町ホームページからダウンロード)

活動費 業務報告書提出後、町で定めた報償費、交通費を支給します。
申し込み・問合せ 福祉課 福祉推進係 TEL83-1226